

市民相談(6月分)
(予約は電話で)

秘密厳守・無料
同一内容の相談は原則1回
場 市役所1階市民相談室101・102
問 広報広聴課
TEL 06-6992-1353、1356

法律相談・・・相続・離婚・金銭や土地
建物の賃借問題など

【弁護士※予】
(1人30分・先着14人)
毎週木曜日13:00~16:30

【司法書士※予】
(1人30分・先着8人)
第2・3・4火曜日13:00~15:00
登記相談・・・相続・売買・贈与などの
登記、供託・測量・境界・分筆など

司法書士・土地家屋調査士※予
(1人30分・先着各4人)
第2水曜日13:00~15:00
税務相談・・・相続税・所得税・贈与税
など

税理士※予
(1人30分・先着6人)
第2金曜日13:00~16:00
行政書士相談・・・成年後見・各種契約
書の作成など

行政書士※予
(1人30分・先着6人)
第1火曜日13:00~16:00
不動産一般相談・・・賃貸借契約・不動
産の活用など

宅地建物取引士※予
(1人30分・先着6人)
第1火曜日13:00~16:00

※予相談日の1週間前13:00から電
話予約。予約日が休日の時は翌開庁
日の13:00から電話受付

行政相談・・・国などの行政に対する
要望や苦情など
行政相談委員予前日までに
第4火曜日10:00~12:00



高齢者就労相談会

ハローワーク門真、守口市シルバー
人材センターによる出張就労相談会を
実施します。
内 仕事の情報提供(求人情報)、各種セ
ミナー、ハローワークの利用案内、
シルバー人材センターの紹介

出張窓口では、申請用の写真の無料
撮影、申請書の記載補助および申請書
の発送を行います。また、本人通知制
度の登録受付も行いますので、利用し
てください。
時・場 ▽6月6日(木)午前10時~午後
1時、錦コミュニティセンター会議
室▽6月27日(木)午前10時~午後1
時、南部エリアコミュニティセン
ター会議室
持 マイナンバー通知カード、本人確認

**マイナンバーカードの
申請出張窓口**

時 6月19日(水)、7月17日(水)いずれ
も午前10時~正午
場 高齢者健康生きがい支援室(市民保
健センター1階)
問 高齢介護課
TEL 06・6992・1610



問 総合窓口課
TEL 06・6992・1530

書類(免許証・保険証など)、印かん
作成すると、住民票などの証明書類
がコンビニで取得できます(一部利
用できない店舗あり)。市内を巡回す
る便利なコミュニティバスを利用し
てください。
注 申請から1カ月半~2カ月程度で出
来上がります。準備が整い次第、交
付通知書でお知らせしますので、届
きましたら、総合窓口課で申請者本
人が受け取ってください。

進路選択支援相談員による相談

内 進路や奨学金のことなど
時 6月7日・14日・21日・28日(金)
14:00~18:00
場 大日サービスコーナー
(イオンモール大日内)
問 学校教育課
TEL 06-6995-3151

例月出納検査の結果

3月分例月出納検査は、4月22日に、
高瀬久美子、久保篤彦の各監査委員に
よって行われ、正確であることが認め
られました。
問 監査委員事務局
TEL 06・6992・1795

お知らせ

個人市民税・府民税の納税通知書

市では、平成31年度個人市民税・府
民税(以下「個人住民税」)の普通徴収
分、公的年金からの特別徴収分の納税
通知書を発送します。
普通徴収とは、納税義務者が金融機
関などに出向き、個人住民税を納める
方法です。公的年金からの特別徴収と
は、年金保険者(日本年金機構など)が
個人住民税を年金から直接徴収して市
へ納める方法です。詳しくは問い合わ
せください。

問 課税課市民税担当
TEL 06・6992・1456

**個人市民税・府民税の課税
(非課税・無収入)証明書の交付**

6月3日(月)から平成31年度課税証
明書(平成30年中所得・非課税・無収入
の課税証明書)の交付を行います。
時 平日午前9時~午後5時30分(毎週
金曜日は午後8時まで、毎週日曜日
は午後1時まで受付)
場 市役所1階証明書発行コーナー
¥1通300円
持 本人確認ができるもの(運転免許証
やパスポートなどの顔写真があるも
のは1点。健康保険証や介護保険証
などの顔写真がないものは2点)。

本人以外の証明書を申請する場合に
は、代理人の本人確認ができるもの
および委任状。同居(守口市内)の親
族の場合、委任状は不要
注 アルバイト、パートなどの少額の収
入があり、個人市民税・府民税の申
告をしていない人は、当日証明書を
交付できません。来庁前に問い合わ
せください。

問 課税課受付担当
TEL 06・6992・1406

個人市民税・府民税の減免制度

生活保護を受けている人、災害に
遭った人、失業中の人などは、一定基
準により個人市民税・府民税の減免を
受けることができます。詳しくは問い
合わせください。
注 納期限後や納付後は受け付けできま
せん。

問 課税課市民税担当
TEL 06・6992・1456

家屋調査を実施

固定資産税の税額の基礎となる評価
額を算定するために新築、増・改築や
取り壊しのあった家屋を対象に調査を
行います。
市職員が伺い、屋内の調査を行う際
はご協力をお願いします。また、調査
に当たる市職員は、固定資産評価補助

員証を携帯していますので、提示を求
めてください。
問 課税課資産税担当
TEL 06・6992・1474



固定資産税・都市計画税

住宅の敷地(住宅が建っている土地)
に対して、課税標準額が次のように減
額されます。

- 「200㎡までの部分」
固定資産税 6分の1に減額
都市計画税 3分の1に減額
- 「200㎡を超える部分(住宅床面積の
10倍まで)」
固定資産税 3分の1に減額
都市計画税 3分の2に減額
- 注 住宅を取り壊し、賦課期日(毎年1
月1日)時点でさら地であるまたは、
住宅以外(駐車場など)に利用する
と、特例による減額措置が適用され
ず税額が上昇することになります。
- 問 課税課資産税担当
TEL 06・6992・1474

市税は納期限内に納めましょう

固定資産税・都市計画税(第1期分)、
軽自動車税を納めていない人は至急納
付してください。納期限までに納付が
ない場合、納付されるまでの期間に応
じて延滞金が加算されます。

今月は、個人住民税の普通徴収分の
第1期分の納期限です。7月1日(月)
までに近くの金融機関やコンビニなど
で納付をお願いします。
納付できる資力があるにもかかわらず納
付がない場合、財産(不動産・預金・
給与など)に対し、差し押さえ・公売な
どを行うこととなりますので、必ず納
期限内での納付をお願いします。

なお、病気や失業などの理由により
納付が困難な場合は、納期限までに納
税課まで連絡してください。

問 納税課
TEL 06・6992・1852~1854

市税の休日納付相談

平日、仕事などで忙しい人
や、病気・失業などで市税を
納付できない人は利用してく
ださい。
時 6月23日(日)9:00~13:00
場 問 納税課
TEL 06-6992-1852~1854